

全建事発第 124 号
令和 6 年 3 月 19 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男

令和 6 年能登半島地震に係る
「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」
に基づく減点措置の取扱いについて（周知依頼）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の加点措置の取組について、別紙 2 の通り、「財務省より加点措置について天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者の取扱いについて、減点措置を要しないこととし、できるだけ多くの事業者が賃上げ表明を行うことが可能となる」としており、「減点措置を課す必要がないと考えられる事象が生じた場合には、改めて財務省から通知を行う」としてはいますが、別紙 3 の通り、令和 6 年 1 月 31 日付けの財務省から通知にて令和 6 年能登半島地震について災害救助法の適用対象となる市町村に主たる事業所が所在する企業が、令和 6 年 1 月 1 日（以下「発災日」という。）までに、総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置にかかる表明書を提出することにより加点を受けている場合（当該表明書に記載した賃上げを行う事業年度又は暦年に発災日が含まれる場合に限る。）であって、その旨を契約担当官等に申し出たときには、賃上げ水準が未達成であっても、減点措置は課さないこととする旨、別紙 1 のとおり国土交通省内で通知したとの連絡がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- 別紙 1 国土交通省通知文
(令和 6 年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」に基づく減点措置の取扱いについて)
- 別紙 2 令和 4 年 6 月 20 日付財務省通知文（天災地変等による減点措置の特例）
- 別紙 3 令和 6 年 1 月 31 日付財務省通知文
- 参考 令和 4 年 8 月 8 日国交省内通知「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」に基づく減点措置の取扱いについて

以上
(事業部 山中)